<table>
<tr><th>制度名</th><th>合理的配慮の提供支援助成金</th></tr>
<tr><td>制度概要</td><td>平成 30 年 4 月 1 日施行の「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」により、事業者の障害のある人に対する合理的配慮の提供を義務化しており、事業者による合理的配慮の提供のための物品購入等に対し助成金を支給します。</td></tr>
<tr><td>助成対象事業者</td><td>下のいずれにも該当する事業者
①市内において、飲食、物販、医療その他の障害者を含む不特定多数のものの利用が見込まれる事業を行うもの
（中小企業者、小規模企業者、NPO法人）
②国、地方公共団体、独立行政法人等の公的法人が出資していないもの
③政治又は宗教的活動を目的としていないもの
④暴力団等でないもの</td></tr>
<tr><td>助成対象経費</td><td>下に掲げる経費のうち、国、都道府県、その他各種団体が実施する補助事業により補助の対象となっている経費以外の経費
<table>
<tr><th>対象経費</th><th>概要</th><th>助成限度額</th></tr>
<tr><td>コミュニケーションツール作成費</td><td>合理的配慮の提供を行うためのコミュニケーションツールの作成に係る経費
例：点字メニュー等の作成</td><td>５万円</td></tr>
<tr><td>物品購入費</td><td>合理的配慮の提供を行うための物品（コミュニケーションツールを除く）の購入に係る経費
例：折りたたみ式スロープ、筆談ボード等</td><td>１０万円</td></tr>
<tr><td>工事施工費</td><td>合理的配慮の提供を行うための工事の施工に係る経費
例：スロープや手すりなどの工事等</td><td>２０万円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>助成金額</td><td>助成対象経費の全額（助成限度額あり）</td></tr>
<tr><td>手続き等</td><td>購入・改修前に申請が必要です。（申請期日：令和７年２月末日まで）
※詳細は、担当窓口へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>担当窓口
（部課係名）</td><td>福祉部　障害福祉課　計画推進係（南館２階⑰番窓口）
TEL：072-620-1636</td></tr>
<tr><td>インターネット検索</td><td>
</td></tr>
</table>

制度名	障害理解促進事業補助金
制度概要	平成 30 年 4 月 1 日施行の「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に定める「共に生きるまち茨木」を実現するため、団体が市内で実施する障害者福祉の啓発、障害者との交流を深める行事及び障害理解促進に関する研修会を行うための費用を補助します。
補助対象者	下の**いずれにも該当**する団体 ①主たる活動拠点を市内に有し、構成員の数が 10 人以上の団体及び事業者 ②政治又は宗教的活動を目的としていないもの ③暴力団等でないもの ④定款、規則、会則等による運営がなされているもの ⑤障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条に規定する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設、同法第 51 条の 14 に規定する指定一般相談支援事業者、同法第 51 条の 17 に規定する指定特定相談支援事業者並びにこれらと同等であると市長が認める事業者等でないもの
補助対象事業	下のいずれかに該当し、かつ、国、都道府県、その他各種団体から補助金等の交付を受けていない事業であること (1) 市内に在住し、在勤又は在学している者を主な対象として市内で実施する次に掲げる事業 ア　障害者福祉の啓発 イ　障害者との交流を深める行事 (2) 障害理解の促進に関する研修会の開催
補助対象経費	人件費、報償金、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託料、使用料、その他市長が認めるもの
補助金額	次のうちいずれか少ない額 (1) 5 万円 (2)補助対象経費の合計額に 5 分の 4 を乗じた額
手続き等	**事業実施前**に申請が必要です。 ※詳細は、担当窓口へお問い合わせください。
担当窓口 （部課係名）	福祉部　障害福祉課　計画推進係（南館 2 階⑰番窓口） TEL：072-620-1636
インターネット検索	

2　環境管理、緑化関連制度

制度名	環境管理制度認証取得事業補助制度
制度概要	市内の中小規模の事業者の皆さまを対象に、新たに環境管理制度（環境マネジメントシステム）を認証取得された場合、それに要した経費の一部を補助する制度です。
補助対象	【補助対象環境管理制度】 ISO14001、ＫＥＳ、エコアクション 21、エコステージ **※自己宣言は対象外** 【補助対象事業者】 ・市内に事業所を有し、中小企業基本法第２条に定める中小企業者等で、過去に本制度による補助金交付を受けていない事業者 ・申請者と審査登録機関及びコンサルタント（コンサルタントと契約がある場合のみ）の**契約期間の開始日が環境管理制度の認証を取得した日から２年以内**であり、かつ審査登録機関による認証を**申請日の前年度の４月１日**から申請日までに新たに取得する必要があります。 ※大企業者が当該中小企業者の発行済株式又は出資金の２分の１以上を単独に所有し、又は出資している場合を除く。 ※国、地方公共団体、公団及び独立行政法人等の公的法人が出資している法人は除く。
補助金額	【ISO14001】 補助対象経費に２分の１を乗じて得た額 （千円未満の端数は切り捨て、上限 50 万円） 【ＫＥＳ、エコアクション 21、エコステージ】 補助対象経費に２分の１を乗じて得た額 （千円未満の端数は切り捨て、上限 20 万円）
補助対象経費	①審査登録機関に支払った審査登録手数料 ②環境管理制度の認証を取得するためにコンサルタントに支払った経費 ③環境管理制度の認証を取得するための従業員教育のために支払った受講料又は講師謝礼金 ④認証取得に関係する図書購入費等 ※市外に立地する事業所と同時に認証取得しようとする場合の補助対象経費は、従業員数で按分
応募方法等	【募集期間】 申請年度の２月 28 日まで　**※先着順、予算の範囲内** 【応募方法】 募集期間内に申請書類及び添付書類(ＨＰ掲載)を直接、窓口に持参
担当窓口 （部課係名）	産業環境部　環境政策課　推進係　（南館３階㉔番窓口） TEL：072-620-1644
インターネット検索	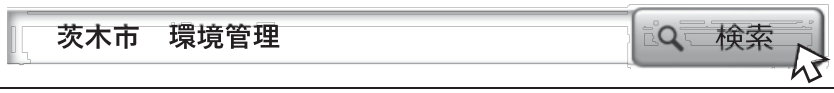

制度名	省エネ・省 CO_2 設備導入補助制度
制度概要	市内の中小企業者の皆さまを対象に、新たに太陽光発電設備をはじめとする新エネルギーの導入や省エネルギー改修を行った際の経費の一部を補助する制度です。
補助対象	【補助対象事業者】 ・市内に事業所を有する中小企業基本法第２条第１項に定める会社 ・過去５年以内に本補助金の交付を受けていない会社 【補助対象事業】※次の**すべてを満たす**事業を対象とします。 ①補助対象となる経費が、50 万円以上であること。 ②申請時において工事等（契約や発注含む）が未着手であり、かつ、申請年度の３月 15 日までに支払いも含めて事業が完了すること。 ③省エネルギー改修による効果が、補助対象経費 100 万円あたり年間２ t CO_2 以上であること。 ④新エネルギー導入による効果が、補助対象経費 100 万円あたり年間１ t CO_2 以上であること。
補助金	次の金額の合計で、300 万円を限度とします。（どちらか一方でも可） ①太陽光発電システム：モジュール最大出力１kW あたり 12,500 円 ②その他の設備：導入に要した経費のうち、補助対象経費に３分の１を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）
補助対象経費	設計費・本工事費・付帯工事費・機械器具費・測量費及び試験費 ※消費税額は対象となりません。 ※他の国庫補助や国費を財源とする補助金、寄附金その他の収入がある場合は、対象経費から除外します。
補助対象設備	・新エネルギー利用設備 太陽光発電システム、太陽熱利用、バイオマス発電・熱利用など ・省エネルギー改修 LED 照明・高効率空調設備・地中熱利用などの省エネルギー設備、窓の二重化、床・壁・天井・屋根の断熱化（遮熱フィルムや遮熱塗料の使用を含む）、高機能換気設備（全熱交換型の換気設備） ※地中熱利用：地中熱とは、浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーです。大気の温度に対して、地中の温度は地下 10～15ｍの深さになると、年間を通して温度の変化が見られなくなります。そのため、夏場は外気温度よりも地中温度が低く、冬場は外気温度よりも地中温度が高いことから、この温度差を利用して効率的な冷暖房等を行います。 ※設備の導入による二酸化炭素の排出削減効果を客観的に把握できるものに限ります。 **※法定耐用年数が５年以上**あるか、メーカーもしくは販売店の**５年以上の保証**が必要です。
応募方法等	予算の範囲内で募集しておりますので、市指定の交付申請書・事業計画書・収支予算書・企業概要書に加え、必要な書類を添えて、担当窓口までご持参ください。 ※申請を検討される方は、**事前に**担当窓口までお問い合わせください。
担当窓口	産業環境部　環境政策課 推進係(南館３階㉔番窓口) TEL：072-620-1644
インターネット検索	

環境教育ボランティアを活用し、職場内研修を実施しませんか

茨木市では、自然・省エネ・ごみ減量・環境管理制地球温暖化など、それぞれが得意とする環境の分野について、講師として研修会を実施できる方に「環境教育ボランティア」として登録いただいており、さまざまなテーマに対応することができます。

職場における研修会の実施を希望される際には、下記担当窓口に問い合わせいただければ、市が講師との日程調整等を行いますので、ぜひともご活用ください。

【担当窓口（部課係名）】
産業環境部　環境政策課　推進係（南館３階㉔番窓口）
TEL：072-620-1644

「公害関係法令・専用水道等に関する相談」について

環境政策課指導係では公害関係法令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、土壌汚染対策法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、浄化槽法、PRTR 法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、茨木市生活環境の保全に関する条例)、専用水道等について基準、届出、対策等に関する相談を受け付けています。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口（部課係名）】
産業環境部　環境政策課　指導係（南館３階㉔番窓口）
TEL：072-620-1644

「いばらき環境（エコ）ポイント」協賛事業所を募集しています

茨木市では、いばらき環境（エコ）ポイント事業の趣旨に賛同し、ポイント発行対象の行動や、抽選会の景品提供をいただく協賛事業所を募集しています。

※いばらき環境（エコ）ポイント事業とは
市民が環境に配慮した行動を行った際にポイントを発行し、貯まったポイントに応じて抽選会に参加できる事業です。

【担当窓口（部課係名）】
産業環境部　環境政策課　政策係（南館３階㉔番窓口）
TEL：072-620-1644

「事業系ごみの減量」についての出前講座

事業系ごみの自己処理原則と減量化・リサイクルなどについて説明します。

「エコショップ認定制度」

廃棄物の発生抑制、減量化又は再資源化に取り組む店舗を茨木市エコショップとして認定し、市内事業者のこれらの取組を支援するとともに、環境にやさしい店づくりを市民に周知することにより循環型社会の形成を推進することを目的とする制度です。
詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口（部課係名）】
産業環境部　資源循環課　推進係（南館３階㉕番窓口）
TEL：072-620-1814

制度名	民有地緑化事業補助制度
制度概要	新たに道路沿いに植え込みや生垣を植栽、または、道路から眺望できる壁面を緑化する事業者に、その費用の一部を補助する制度です。
補助対象等	【補助対象者】 茨木市において事業所・事業所等の敷地を所有し、又は使用する事業者の方。（売買、賃貸等を目的とする場合を除く。） 【補助対象事業】 ○接道緑化 道路（幅員 2m 以上）と敷地との境界から 1.5m 以内に、新たに樹木を植栽する場合。道路にはみ出している生垣を改良する場合及び既存のブロック塀やフェンス等を撤去して樹木を植栽する場合も含みます。 ○壁面緑化 市街化区域内の道路（幅員 4m 以上）に面する敷地で、道路から一般的に眺望できるブロック塀やフェンス等、または、建築物及び擁壁の壁面等をつる性木本植物で新たに緑化する場合。 ※各事業に詳細な設置要件があります。詳しくは下記担当までお問い合わせください。
補助金額等	次に掲げる額のうちいずれか少ない額。 ○接道緑化 ①植栽設置に要する経費の 2 分の 1。 ②10 万円 ブロック塀等を撤去して樹木を植栽する場合は、撤去費用の 2 分の 1（上限 5 万円）を加えた額です。 ○壁面緑化 ①壁面緑化に要する経費の 2 分の 1。 ②10 万円 ※各事業に詳細な算定基準があります。詳しくは下記担当までお問い合わせください。
交付申請等	**事前申請**です。必ず工事の**着工前に**担当窓口までご相談ください。
担当窓口	建設部　公園緑地課　みどり推進係（南館 4 階） TEL：072-620-1654
インターネット検索	

3　建築物耐震等関連制度

制度名	民間建築物の耐震診断補助制度
制度概要	建築物の耐震診断を行おうとする事業者の皆さまに、耐震診断費用の一部を補助する制度です。
補助対象	【補助対象となる建築物】 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築された店舗、工場、事務所などで「茨木市既存民間建築物耐震診断補助要綱」第 3 に規定された補助対象建築物 【補助対象者】 建築物の所有者
補助金額	○特定建築物：診断費用の 2 分の 1 （上限 100 万円） ※詳細は窓口までご相談下さい。
手続き等	○事前相談⇒補助申請⇒診断⇒結果報告⇒補助金の受け取り **・申請前に耐震診断を実施されますと補助が受けられません。** ・増改築された場合は、補助を受けられないことがあります。 ※詳細は窓口までご相談下さい。
担当窓口 （部課係名）	都市整備部　居住政策課　推進係　（南館 5 階） TEL：072-655-2755
インターネット検索	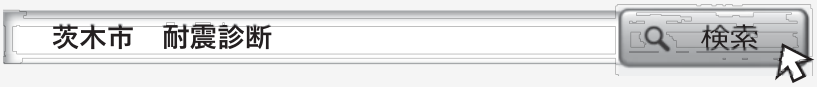

「建築相談会」

住宅や病院、店舗など不特定多数の方が利用される建築物、分譲マンションの耐震診断・
耐震改修、修繕、建替え等に関する相談を受け付けております。

【相 談 日】　奇数月　第 3 木曜日　午後 1 時～4 時
【相談場所】　市役所　南館 1 階　市民生活相談課
【費　　用】　無料
【申　　込】　必要

※詳しくは下記担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口（部課係名）】
都市整備部　居住政策課　推進係　（南館 5 階）
TEL：072-655-2755

◆　その他のお知らせ

① 会社のＰＲ活動にご活用ください

茨木市では、市の新たな財源の確保及び事業の経費節減を図り、市民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的に発行物等を活用した広告事業を実施しています。

≪主な広告事業と募集時期≫
◎随時：広告付き番号案内システム、広告付き周辺地図案内板、市役所等窓口用封筒、
広告付き庁舎案内端末、市ホームページバナー広告、図書館壁面パネル、
新刊雑誌カバーステッカー等
◎期間限定：広報誌、各種冊子類、各種公用封筒など

また、市が募集する広告事業の情報をＥメールでお知らせする「茨木市広告情報メール配信サービス」を実施しています。詳細と最新情報はホームページをご覧ください。

インターネット検索：茨木市　広告事業　検索

②事業者等の提案を募集しています

事業者の皆さんから、以下２つの類型を対象に市と事業者がもつ強みや資源を活用した連携により、地域の課題解決や活性化、市民サービスの向上等が図られる提案を募集しています。

1　協働型提案：CSR 活動を通じた地域課題解決
2　契約型提案：①市有財産を有効活用する提案
（市の未利用地等への出店、ネーミングライツ事業、省エネ改修など）
② ①以外の事業者によるソリューション提案

詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口】
企画財政部　政策企画課　公民連携係（本館３階）
TEL：072-620-1605　　Mail：kouminrenkei@city.ibaraki.lg.jp

インターネット検索　茨木市　民間提案制度　検索

③ふるさと寄附金返礼品協力事業者を募集します

茨木市では、本市の魅力や特産品等を広くＰＲするため、市外在住の寄附者へお礼の意味を込めて返礼品（商品やサービス）を贈呈しています。

そこで、より多くの市外の方に、茨木市に興味と愛着を持っていただくため、返礼品の提供に協力いただける事業者を募集します。

食品・物販・体験サービスなどジャンルは問いません。全国に販路を広げてみませんか？（商品代・配送料などは市で負担します。）

詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

【担当窓口】
企画財政部　まち魅力発信課　魅力発信係（本館３階）
TEL：072-620-1602

インターネット検索：茨木市　ふるさと　検索

④ロケーション撮影協力施設を募集しています

市では、映画やドラマなどのロケーション撮影誘致のため、市内でロケ地としてご協力いただける施設等を募集しています。
あなたの会社やお店、お家などを映像に残してみませんか？
ご興味のある方はぜひご応募ください！
詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

【担当窓口】
企画財政部　まち魅力発信課　魅力発信係（本館３階）
TEL：072-620-1602
インターネット検索：

⑤企業等資料・情報の提供

業界動向等を調べるための専門書や、データベースによる新聞記事、企業情報、法情報、官報等の提供及び相談を行っています。
図書館ホームページからも調査・相談の申し込みが可能です。(e-レファレンス)
詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口】
教育委員会　教育総務部　中央図書館　資料係（茨木市畑田町１番 51 号）
TEL：072-627-4129
インターネット検索：

⑥ビジネス書要約サービス「フライヤー」の提供

自分のスマホやタブレットから中央図書館の Wi-fi に接続してフライヤーのサイトにアクセスすると、約 2000 冊のビジネス書の要約を読むことができます。
ぜひご利用ください。

【担当窓口】
教育委員会　教育総務部　中央図書館　資料係（茨木市畑田町１番 51 号）
TEL：072-627-4129
インターネット検索：

⑦LGBTQ フレンドリー企業登録制度

性の多様性の尊重や LGBTQ の支援に取り組み、一定の基準を満たす市内事業所を「茨木市 LGBTQ フレンドリー企業」として登録します。
登録された事業所は、認定ロゴマークの利用や、市ホームページでの紹介、ハローワークの求人票の求人に関する特記事項欄に「茨木市 LGBTQ フレンドリー企業」であることを掲載できます。詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口】
市民文化部　人権・男女共生課　男女共生係（本館２階）
TEL：072-620-1604
インターネット検索：

⑧市施設の利用について

○茨木市には、事業所の皆さまが利用できる施設が整備されています。
○社内研修や就職面談などの会場として、是非、ご活用ください。
○主な施設をお知らせしますので、会議室の利用料金や施設概要などについては、各ホームページをご覧ください。
○なお、使用内容によっては一定の制限がありますので、ご注意ください。
※新型コロナウイルス感染症対策等で休館中の場合もありますので、事前の確認をお願いいたします。

【文化・子育て複合施設おにクル】駅前三丁目９-45
おにクルみらい（指定管理者）
TEL: 072-631-0296

【市民総合センター（クリエイトセンター)】駅前四丁目６－16
（公財）茨木市文化振興財団（指定管理者）
TEL:072-624-1726

【男女共生センター　ローズ WAM】元町 4-7
市民文化部　人権・男女共生課　男女共生センター　ローズ WAM
TEL:072-620-9920

【豊川・沢良宜・総持寺いのち・愛・ゆめセンター】
・豊川いのち・愛・ゆめセンター　豊川四丁目４－28
TEL:072-643-2069
・沢良宜いのち・愛・ゆめセンター　沢良宜浜三丁目 12－19
TEL:072-635-7667
・総持寺いのち・愛・ゆめセンター　総持寺二丁目５－36
TEL:072-626-5660

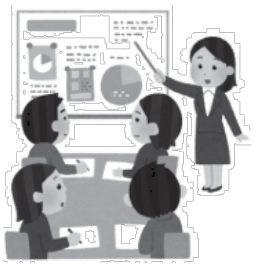

【生涯学習センター　きらめき】畑田町 1-43
市民文化部　文化振興課
TEL:072-624-8182

【コミュニティセンター】
市内には、さまざまな活動で利用することができるコミュニティセンターが18か所あります。詳細は、地域コミュニティ課（TEL:072-620-1715）又は各コミュニティセンターにお問い合わせください。

⑨企業と市民活動のマッチング

市民活動センターにおいて、ＣＳＲ等での社会貢献を考える企業と、市民活動（市民による自主的で公益的な活動）のマッチングを図ります。

【例】地域の清掃活動を考える企業と、川の清掃ボランティア団体
食料品提供を考える企業と、子ども食堂を運営する団体
地域イベントへのボランティアスタッフ提供を考える企業と、イベント開催を予定している団体
農産物等の地産地消（社内食堂メニューや社内販売など）を考える企業と、市内団体との新たな活動の検討
詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口】
市民活動センターきゃぱす（おにクル７階）
TEL：072-623-8820

⑩産業情報サイト「あい・きゃっち」の活用について

市内事業所の皆さま（企業等）の情報を発信することにより、市内産業の発展と消費者等の利便性向上を図ることを目的とした「情報発信サイト」を開設しておりますのでご活用ください。

なお、登録や情報発信に関して、費用はかかりません。

事業所の皆さまが、同サイトで情報を発信するには、「あい・きゃっち」のホームページ「新規事業所登録」からお申し込みください。

ホームページ　https://www.i-catch.city.ibaraki.osaka.jp/

【担当窓口（部課係名）】
産業環境部　商工労政課　総務係（本館７階）
TEL：072-620-1620
インターネット検索：

⑪企業における人権問題研修等に係る支援・いばらきにじいろ相談について

○人権教育・啓発に関する教材等をお貸しします

人権研修・学習等に活用してもらえるよう、人権に関するビデオ・ＤＶＤを無料で貸出しています。

【担当窓口（部課係名）】
市民文化部　人権・男女共生課　啓発係（合同庁舎６階）
TEL：072-622-6613

○いばらきにじいろ相談

セクシュアルマイノリティに関する電話相談を実施しています。
職場の関係者からのご相談にも対応しています。
毎月第４土曜日 15～20 時　TEL：080-4668-9510

【担当窓口（部課係名）】
市民文化部　人権・男女共生課　男女共生係（本館２階）

⑫統計情報の提供について

毎月 15 日前後に、前月末時点の人口・世帯数をホームページ上で公表しています。

また、各種統計資料をホームページにて掲載していますが、希望される方には各種統計冊子、帳票の写しの交付を有料で行っています。

詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口（部課係名）】
総務部　総務課　統計係（本館３階）
TEL：072-620-1611

⑬茨木地区人権推進企業連絡会について

企業の相互連携を図り、企業の立場から主体的に人権問題に関して幅広い啓発活動を進めるため、公正採用選考人権啓発推進員設置事業所が結集し、茨木市、茨木公共職業安定所、大阪企業人権協議会等との関係機関と協力しながら、人権問題研修会を中心に下記のような活動を行っています。

会員になると、下記の優遇を受けることができます。※年会費があります。

○人権関連の研修会への参加※参加補助あり
・推進員研修
・従業員対象研修（管理者・一般職員・新入社員）

○人権啓発教材（DVD）による社内研修ができます。
ハラスメント、企業活動の CSR、同和問題、障害者問題、メンタルヘルスなど、他分野の DVD を取り揃えています。
※研修用にプロジェクターも貸出しています。

○その他の活動
・就職差別撤廃月間啓発街頭キャンペーン（６月）
・人権を考える市民のつどい及び憲法月間の取組

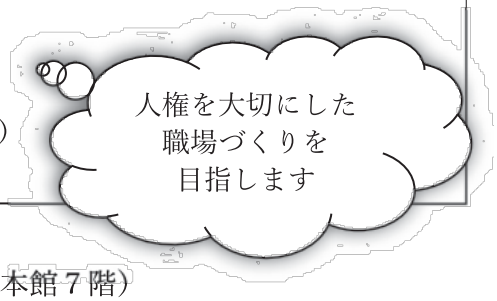

【担当窓口（部課係名）】
産業環境部　商工労政課　労働福祉係　（本館７階）
TEL：072-620-1620

インターネット検索：

⑭茨木市事業者等給水機設置事業補助制度

市ではマイボトル利用促進によるペットボトル等の使い捨て廃プラスチックの削減を目的とし、不特定多数の市民の方が気軽に出入りできる無料給水スポットとしての給水機（ウォーターサーバー）設置に対して補助事業を行っています。

【補助要件】
不特定多数の市民等が利用できる状態で給水機を設置すること
申請時点で未購入であること
令和７年２月 28 日までに設置すること

【補助金額】
購入の場合：購入費の２分の１（上限 10 万円、千円未満切捨）※年度内１回のみ
賃借の場合：賃借費の全額（月額上限９千円、設置費１万５千円）
※本補助金制度１回限り

【申請期限】　令和７年３月 31 日まで（先着順、予算の範囲内で受付）
詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

【担当窓口】
産業環境部　資源循環課　推進係（南館３階 25 番窓口）
TEL：072-620-1814

⑮障害者雇用をお考えの事業主様へ

＜事業主様へのサポート＞
　障害者を雇用するなかで、「どのように接したらいいの？」、「仕事を教えるにはどんなことに気をつければいいの？」等、就労している方の支援の方法や障害についてわからないことがありましたら、茨木市立障害者就労支援センターかしの木園、茨木・摂津就業・生活支援センターなど関係機関と協力し、アドバイス等をさせていただきます。
＜共同受注＞
　企業様からアウトソーシングされた仕事（組立作業・封入作業等）を内容に応じて茨木市立障害者就労支援センターかしの木園が、市内障害福祉サービス等事業所にマッチングしますので、アウトソーシングをお考えの企業様はご連絡ください。

「どんな仕事が受注できるのか？」「受注額は？」
「働く意欲のある障害者の方についてもっと知りたい」　等

下記あてに、お気軽にご相談ください。
【担当窓口（部課係名）】
福祉部　障害福祉課　計画推進係　（南館２階⑰番窓口）
TEL：072-620-1636
茨木市立障害者就労支援センター　かしの木園
TEL：072-626-5910

⑯働きやすい職場づくりに取り組み、企業のアピールをしませんか

市では、ワークライフバランスの推進や、仕事と家庭の両立支援、女性の活躍推進等に取り組み、一定の基準を満たした事業所を「茨木市働きやすい職場づくり推進事業所」として認定する制度を実施しています。
認定を受けられた事業所には、認定期間中、次のようなメリットがあります。

・広報誌やホームページ、茨木市産業情報サイト「あい・きゃっち」で事業所をＰＲしますので、貴事業所の宣伝につながります！
・市の就職支援イベントで、貴事業所を紹介しますので、求職者の増加や、優秀な人材確保が図れます！
・ハローワークの求人票の裏面に茨木市働きやすい職場づくり推進認定事業所である旨を記載できます！
・茨木市正規雇用促進奨励金が増額されます！

ぜひ、認定に向けて働きやすい職場づくりに取り組んでみてください。

【担当窓口（部課係名）】
産業環境部　商工労政課　労働福祉係　（本館７階）
TEL：072-620-1620

インターネット検索：　茨木市　働きやすい　検索

⑰茨木市勤労者互助会について

茨木市勤労者互助会は、個々の事業所単独では実施が困難な勤労者の福利厚生事業を実施する団体です。事業主が負担された会費は、税法上、損金又は必要経費として処理できます。

事業所で働く皆さまの福利厚生の充実と事業所における雇用の安定のために、ぜひご利用ください。

【サービスの一例】

○共済給付金　結婚：40,000 円、子の出生：16,000 円、
　　子の小・中学校入学：12,000 円など

○宿泊・レジャー施設等の優待・割引利用

○人間ドック受診費用補助

※この他にも、ボウリングスコアランキング、講習会などの事業を実施しています。

【問合先】

茨木市勤労者互助会（茨木商工会議所内）

TEL：072-622-6631

インターネット検索：

⑱就労に課題を抱える方々の一歩を応援しませんか

市では、仕事が長く続かない、家庭の事情等で就労に制限がある、ひきこもりや長期不就労状態で働く自信がない等、就労に課題を抱える方々に対する支援を行っています。

就労支援員や総合相談員などの支援者が、事業者と当事者との間の調整、必要に応じた定着支援、技能実習生等外国にルーツを持つ方への生活支援など、一人ひとりの状況に合った伴走支援を行うことで、早期離職を予防し、「貴重な人材」として社会で活躍していただけるよう応援しています。

雇用の受け入れや、就労されている方の支援の方法等について、わからないことがありましたら、ぜひご相談ください。

【担当窓口（部課係名）】

市民文化部　人権・男女共生課　各いのち・愛・ゆめセンター

⑲合同就職面接会、企業説明会・見学会のご案内

事業主の皆さまの人材確保を支援するため、ハローワーク、茨木商工会議所と連携し、「合同就職面接会」を開催しています。
会場内に企業ごとのブースを設け、求職者と直接採用面接を行っていただきます。
また、面接会に先立ち企業説明会・見学会も行っています。いずれも、参加費・紹介料はかかりません。ぜひ、人材確保の機会としてご利用ください。

開催時期、参加方法等については、担当窓口までお問い合わせください。

【担当窓口（部課係名）】

産業環境部　商工労政課　労働福祉係　（本館７階）

TEL：072-620-1620

⑳健康づくり出前講座

健康づくりのための従業員向けの出前講座に出張しています。

詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口（部課係名）】
健康医療部　健康づくり課　健康増進係（保健医療センター）
TEL：072-625-6685
インターネット検索：

㉑ゲートキーパー養成講座

自殺防止のための正しい知識を持つために、講義とロールプレイで学びます。

詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口（部課係名）】
健康医療部　健康づくり課　健康増進係（保健医療センター）
TEL：072-625-6685
インターネット検索：

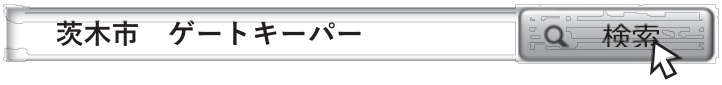

㉒消費生活センター出前講座

消費生活に関する知識の普及や消費者トラブルの未然防止などのため、市内事業所の社員研修等に講師を派遣します。

詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口（部課係名）】
市民文化部　市民生活相談課　消費生活係（市役所南館１階）
TEL：072-624-0799
インターネット検索：

㉓市ブランドメッセージ（ロゴ）の活用を

市では、ブランドメッセージ「次なる茨木へ。」を職員の名刺や歩道の街路灯フラッグなどに活用し、市内外へのシティプロモーションに取り組んでいます。

ブランドメッセージの持つ次へ向かっていくイメージに共感していただき、名刺やパンフレット、各種商品などにご活用ください。

【担当窓口】
企画財政部　まち魅力発信課（本館３階）
TEL：072-620-1602
インターネット検索：

茨木市の企業支援係では、企業の皆さまからのご相談をお待ちしております。

お気軽にお問い合わせください！

【茨木市 産業環境部 商工労政課 企業支援係】

〒567-8505　茨木市駅前三丁目８番１３号（本館７階）
TEL:072-620-1620　　FAX:072-627-0289
E-mail: kigyousien@city.ibaraki.lg.jp

インターネット検索　茨木市　商工労政課　検索

【お役立ち帳（本リーフレット）ご利用にあたって（ご注意願いたいこと）】

※　このリーフレットでは、令和６年度（2024 年度）に、市が実施している補助金制度等の概要をとりまとめています。予算の範囲内で行っている事業があるため、制度によっては、対象要件を満たしても補助金等の交付を受けることができない場合があります。

※　情勢の変化等により、年度途中においても制度が変更することもありますので、申請や必要な手続等を進めるに際しては、直接、担当窓口にご相談ください。

次なる茨木へ。

茨木には、次がある。

令和６年（2024年）６月作成

このリーフレットは、180部作成し、1部あたりの単価は560.89円です。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。